

様式第2号（第5条関係）

確 認 書

緊急通報システム装置は、対象者が事故や病気などの緊急時の場合、緊急通報システム受信センターとボタン一つで通話ができるシステムです。

このシステムに登録されるに当たり、次の事項について確認します。

- （1） 不測の事故等により本来の緊急通報が行われなかったときは、市に対して賠償等の請求はしません。
- （2） ひとり暮らし若しくはこれに準ずる世帯でなくなったとき、又は対象者としての要件を欠くことになったときは、その旨を市長に届け出ます。そのときは、緊急通報システムを中止されることに異議はありません。
- （3） 緊急訪問時において、やむを得ず、事故、建物等の破損等が起こったときは、市に対して賠償等の請求はしません。
- （4） 設置した緊急通報システム装置を過失により破損、紛失等したときは、当該装置の修繕又は購入に要する費用を弁償します。

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

住所 岩国市

氏名